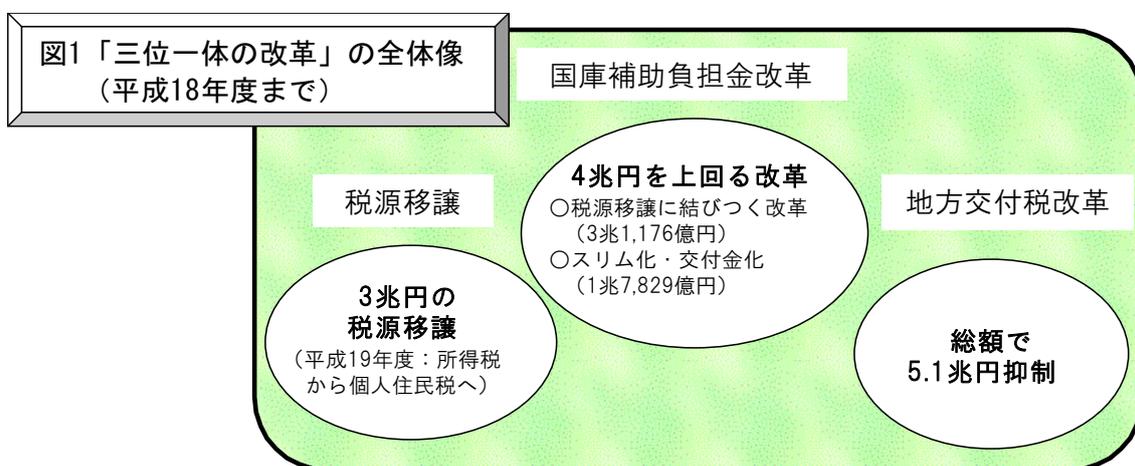


Ⅲ 「三位一体の改革」の影響等

国と地方を通じた行財政改革の一環として、また、地方分権推進の観点から、「三位一体の改革」¹が進められています。これは、①国庫補助負担金の改革、②国から地方への税源移譲、③地方交付税改革という3つの改革を一体的に推進し、地方の自立と責任を確立しようとするものです。

国庫補助負担金等の廃止・削減によって、歳出面での地方の裁量権が拡大します。また、税源移譲によって、地方の歳入構造が変わり、自主財源の割合が高まります。こうしたことが相俟って、地方自治体が自主的・自立的経営を行うことが可能となり、真の地方分権の確立が図られることとなります。

平成18年度地方財政対策²では、この「三位一体の改革」として、

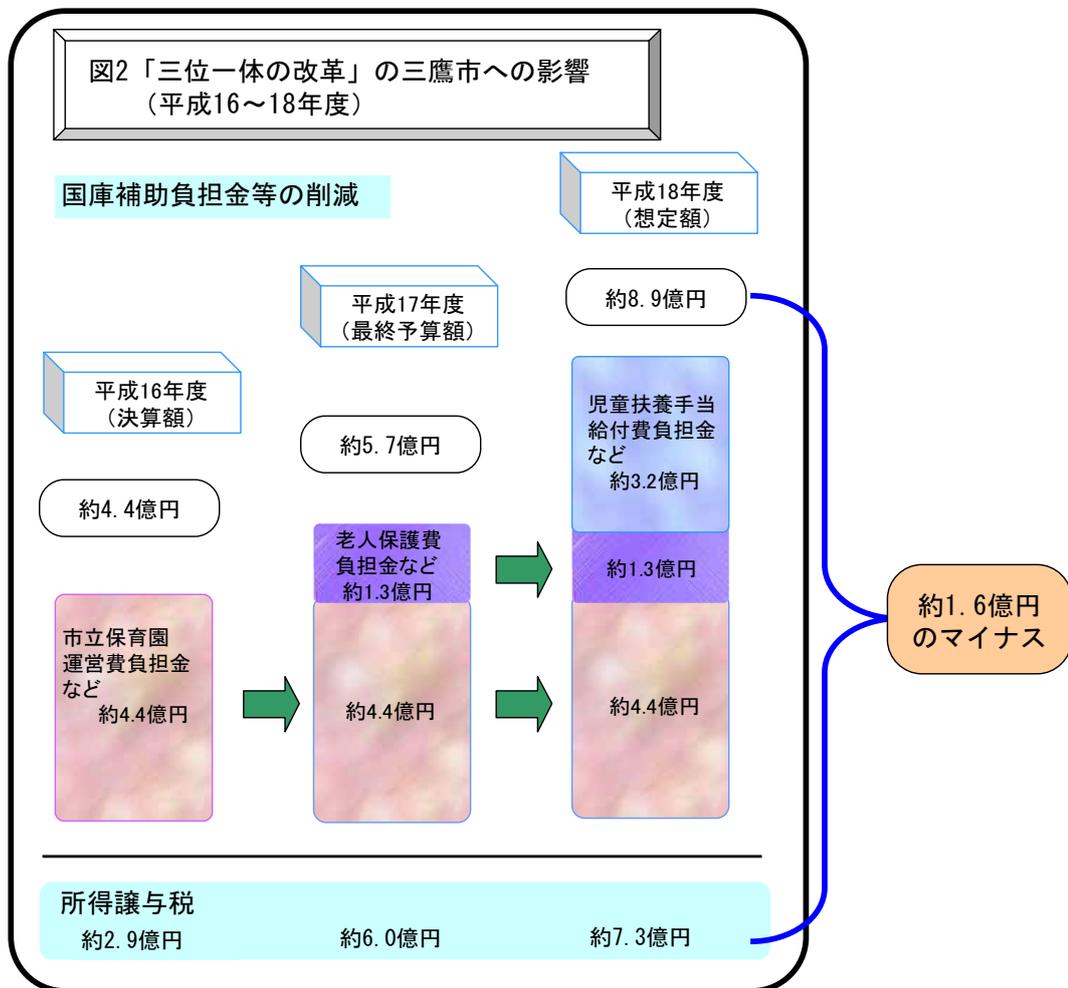


¹ 平成12年4月から施行された「地方分権一括法」による分権改革は、国と地方自治体、都道府県と市町村との対等・協力関係を構築しようとするものでしたが、ここでは国から地方への税財源の移譲という課題については、踏み込むことができませんでした。その後、平成13年6月の地方分権推進委員会「最終報告」において、今後の第2次分権改革では、地方税源の充実とこれに対応する国庫補助負担金、地方交付税等の改革の重要性が指摘され、平成14年6月に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」で、「三位一体の改革」が政府方針として初めて明示されました。さらに、平成15年6月の「基本方針2003」で、平成18年度までの具体的な改革工程が盛り込まれることとなりました。

² 毎年、国の当初予算の編成が終了すると、政府により、翌年度の地方団体の歳入および歳出の総額の見込みが「地方財政計画」として作成・公表されます。この「地方財政計画」の前提として、地方自治体の財源を確保するための対策が、総務省と財務省の折衝によって「地方財政対策」として決定されます。

- ① 平成 18 年度までに、4 兆円を上回る国庫補助負担金の改革
 - ② 平成 18 年度税制改正で、所得税から住民税へ 3 兆円の税源移譲（19 年度分個人住民税から実施。平成 18 年度までは、所得譲与税による暫定措置）
 - ③ 平成 16 年度から平成 18 年度で、5.1 兆円の地方交付税の抑制
- を実現することが示されました（図 1 参照）。

この改革は、本市の財政運営にも大きな影響を及ぼしています（図 2 参照）。平成 16 年度から 3 か年かけて実施された「三位一体の改革」が平成 18 年度予算に及ぼす影響は、国庫補助負担金の廃止・削減等が約 8 億 9,000 万円である一方³、暫定的な税源移



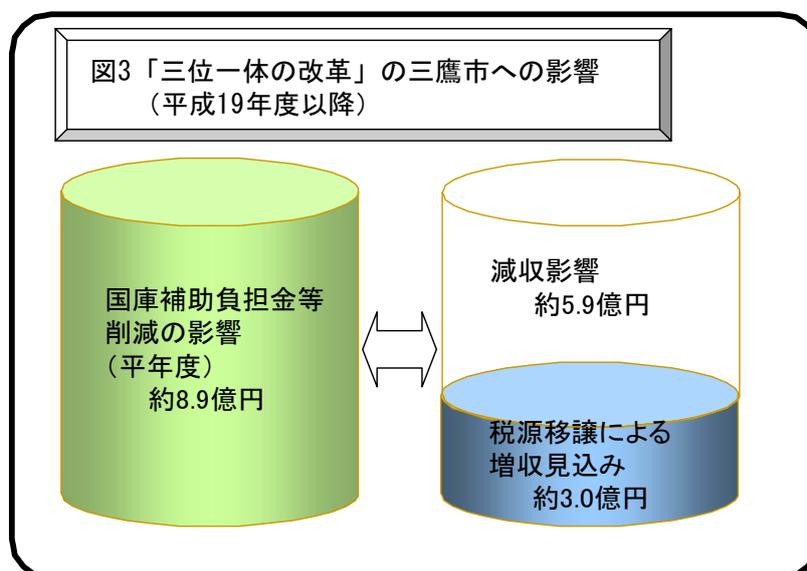
³ 本市の平成 17 年度当初予算では、国民健康保険療養給付費等国庫負担金の負担率変更などによって、約 9,500 万円のマイナス影響が生じることが見込まれたため、国庫補助負担金等の削減額を約 2 億 3,000 万円と想定していました。しかし、東京都市長会を通じた要望などの結果、東京都の調整交付金で、この影響額のほぼ全額が補てんされる見込みとなったことから、ここではその影響額を除いています。

譲措置である所得譲与税の譲与が約7億3,000万円であり、差し引きで約1億6,000万円のマイナスになるものと推計しています。

さらに、この所得譲与税は平成18年度までの暫定措置であり、平成19年度からは、国税である所得税から地方税である住民税への税源移譲が行われます。これは、国税を減税する一方で、個人住民税所得割の税率を10%にフラット化⁴して、地方税の増収を図ろうとするものです。

これまで、国庫補助負担金等について、都道府県分と市町村分の削減影響が定まらなかったため、個人住民税所得割への税源移譲の具体案は明らかではありませんでしたが、平成18年度地方財政対策などにおいて、10%の税率を、都道府県4%、市町村6%で配分することが示されました。

個人住民税所得割の平均税率⁵は、全国の市町村全体では5.2%（平成16年度当初課税）ですが、自治体ごとに大きな開きがあります。本市では、5.9%（平成17年度当初課税）であることから、税源移譲による増収額は、税率0.1%分の約3億円にとどまり

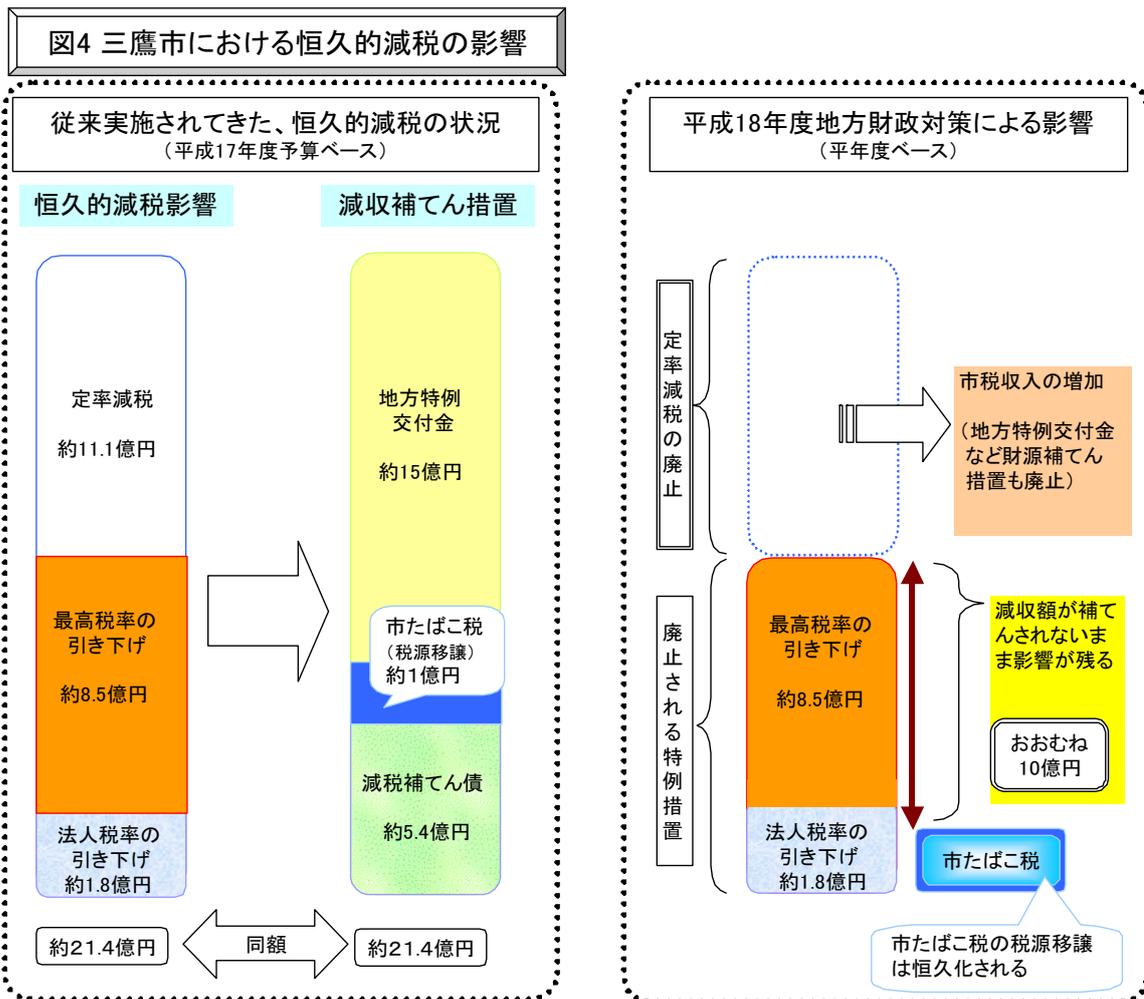


⁴ 従来、個人住民税所得割の税率は、5%、10%、13%の3段階に分けられていましたが、これを一律10%に変更することにより、5%適用部分が増税に、13%適用部分が減税となります。この増税部分と減税部分との差し引きがプラスとなり、これが国から地方への税源移譲となります。なお、住民税を増税する一方で所得税を減税することから、全体としては、納税者の負担に変更は生じないものとされています。

⁵ 個人住民税所得割の平均税率は、算出税額を課税標準額で除して算出した率です。ここで、課税標準額とは、所得金額(=収入金額-必要経費の額)から所得控除額を差し引いた額、算出税額とは、課税標準額に税率を乗じて算出した額です。

ます。一方で、廃止・削減となった国庫補助負担金等が約 8 億 9,000 万円であることから、差し引きで約 5 億 9,000 万円の減収影響が残るものと想定しています(図 3 参照)。

このほか、平成 18 年度税制改正により、平成 11 年度から継続している恒久的な減税における定率減税の廃止のほか、最高税率の特例措置廃止などの恒久化が明らかになりました。本市にとって、定率減税の廃止は市税の増収につながりますが、最高税率の特例措置の廃止などが恒久化されることは、平成 11 年度からの減税措置による影響がそのまま減収分として残ることになります。従来、恒久的減税に対しては、地方交付税の交付不交付にかかわらず交付される地方特例交付金などにより、一定の財源補てんが行われてきました。しかし、財源補てん措置の一つである市たばこ税の税源移譲は恒久化されるものの、地方特例交付金は平成 21 年度で廃止されることとなったため、本市では、おおむね 10 億円程度の削減影響が残るものと推計しています(図 4 参照)。



地方六団体⁶は、今般の「三位一体の改革」について、

- ① 大規模な税源移譲を基幹税によって行うとしていることは、これまでにない画期的な改革であり、今後の地方分権を進める上で大きな前進である。
- ② 地方の改革案どおり、国庫補助負担金の廃止・削減に生活保護費が盛り込まれなかったことなど、地方の意見が反映されたものになっている。
- ③ しかし、児童扶養手当や児童手当の負担率の引き下げなど、地方が主張してきた真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題が含まれている。

という評価を表明しています。

本市としても、真の地方分権の確立に向け、「三位一体の改革」を積極的に推進すべきであるという考え方を採っています。また、地方六団体の「国庫補助負担金等に関する改革案(2)」に沿って、早急に第2期改革に着手すべきであるとの立場にも立っています。しかし、その過程において、多額の財源不足が生じることとなる自治体に対しては、制度的な配慮が求められます。このような考え方のもとに、昨年末、住民に最も身近な基礎自治体の立場から、国及び東京都に財政支援策等の要望書を提出しました。

なお、本市では、従来から、地方交付税の不交付団体の立場から国等への運動を続けてきており、こうした運動などの成果として、今般の地方特例交付金の廃止については、一定の経過措置⁷が講じられることとなりました。

⁶ 普通地方公共団体の長・議会議長は、それぞれ全国的連合組織をつくっています。それが、全国知事会、全国都道府県議会議長会、全国市長会、全国市議会議長会、全国町村会、全国町村議会議長会の、いわゆる地方六団体です。

⁷ 恒久的な減税のうち、最高税率の特例措置の廃止などについては、平成19年度から恒久化することとなりますが、地方特例交付金は、平成19年度から段階的に縮減し、平成21年度で廃止するという経過措置が講じられることとなりました。